

平成19年2月1日
経済産業省
原子力安全・保安院

東京電力株式会社の発電設備における法定検査に係るデータ改ざんに対する追加の報告徴収について（第4報）

東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）は、平成18年12月5日の電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉等の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく報告徴収を受け、平成19年1月31日に同社の発電設備における電気事業法及び原子炉等規制法に基づく検査（使用前検査、定期検査、定期事業者検査、保安検査等の法定検査）（以下「法定検査」という。）に関するデータ処理における改ざんの有無について経済産業省（以下「当省」という。）に対して報告を行いました。

本件について、当省は、電気事業法及び原子炉等規制法に基づき、新たに確認された改ざんの詳細な事実関係の調査、原因の究明、再発防止対策等について報告するよう追加の指示を行いました。

当省としては、一連の報告徴収の結果等に基づき、厳正に対処します。

1. 経緯

- (1) 当省は、福島第一原子力発電所1号機（以下「1F1」という。）において使用前検査、定期検査及び定期事業者検査に用いる復水器出口海水温度の測定値に関し、改ざんされたデータが用いられていたことが確認されたことから、東京電力に対し平成18年12月5日に「検査データの改ざんに係る報告徴収について」をもって次のとおり指示をしたところです。（同日、第1報にて公表済み。）
 - ① 1F1におけるデータの改ざんについて、その事実関係、根本的な原因及び再発防止対策を平成19年1月11日までに報告すること。
 - ② 東京電力の発電設備に関し、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく検査に関するデータ処理における改ざんの有無について平成19年1月31日までに報告すること。
- (2) 平成19年1月10日に東京電力から当省に対し上記（1）①に対する報告があったところです。（同日、第2報にて公表済み。）
- (3) 平成19年1月31日に東京電力から当省に対し上記（1）②に対する調査結果の報告があったところです。（同日、第3報にて公表済み。）

2. 当省の対応

当省は、東京電力から発電設備における法定検査のデータ改ざんに関する調査結果として、火力発電設備では2発電所3ユニットにおいて2事案の改ざんが、原子力発電設備では3発電所13ユニットにおいて7事案の改ざんがあったとの報告を受け、電気事業法及び原子炉等規制法に基づく報告徴収を以下のとおり、追加の指示をしました。(別添参照)

- (1) 原子力発電設備については、今回新たに確認されたデータの改ざんに関して、各々の詳細な事実関係の調査、原因の究明及び再発防止対策並びに平成14年の貴社における総点検において確認できなかった原因の究明について平成19年3月1日までに報告すること。
- (2) 原子力以外の発電設備については、今回新たに確認されたデータの改ざんに関して、各々の詳細な事実関係の調査、原因の究明及び再発防止対策について平成19年3月1日までに報告すること。

なお、法定検査に係るデータの改ざんが追加的に見出された場合は、同様にその事実関係、原因の究明及び再発防止対策を今回の指示の報告に含めること。

当省としては、一連の報告徴収の結果等に基づき、厳正に対処してまいります。

【本発表資料のお問い合わせ先】

原子力安全・保安院

原子力発電検査課 根井、前川

電話：03-3501-1511 (内) 4871

03-3501-9547

電力安全課 成瀬、村上

電話：03-3501-1511 (内) 4921

03-3501-1742

経 済 産 業 省

平成 19・01・31 原第 21 号

平成 19 年 2 月 1 日

東京電力株式会社

取締役社長 勝俣 恒久 殿

経済産業大臣 甘利 明

検査データの改ざんに係る追加の報告徴収について

平成 19 年 1 月 31 日付けをもって「検査データの改ざんに係る報告徴収について」の指示（平成 18 年 12 月 5 日付け平成 18・12・05 原第 1 号）に対する報告を貴社より受けましたが、報告により新たな法定検査のデータ改ざんが確認されました。

このため、貴社に対し、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 106 条第 1 項及び第 3 項並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 67 条第 1 項に基づき、下記のとおり追加の報告をするよう指示します。

記

1. 原子力発電設備については、今回新たに確認されたデータの改ざんに関して、各々の詳細な事実関係の調査、原因の究明及び再発防止対策並びに平成 14 年の貴社における総点検において確認できなかった原因の究明について平成 19 年 3 月 1 日までに報告すること。
2. 原子力以外の発電設備については、今回新たに確認されたデータの改ざんに関して、各々の詳細な事実関係の調査、原因の究明及び再発防止対策について平成 19 年 3 月 1 日までに報告すること。

なお、法定検査に係るデータの改ざんが追加的に見出された場合は、同様にその事実関係、原因の究明及び再発防止対策を今回の指示の報告に含めること。